

狭あい道路（幅員4メートル未満） 拡幅整備事業

後退用地の
寄附に
ご協力ください

狭あい道路の問題



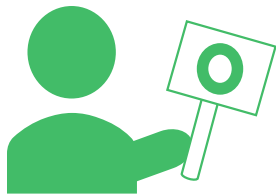
災害時には...

- ▶ 消防車や救急車の進入が困難
- ▶ 危険箇所から、速やかに避難できない

日常生活では...

- ▶ 歩行者・自転車が通行するのに危険
- ▶ 自動車同士のすれ違いが困難

建築主のメリット



- ▶ 寄附を条件に土地の確定測量、分筆登記にかかる費用を**市が負担**（※1）

- ▶ 前面道路が通行しやすくなることで、**資産価値UP**

- ▶ 従来発生していた**維持管理費が0に**
（岐阜市が維持管理します。）

対象となる道路



岐阜市が管理する公道で、以下のいずれかの道路

- ▶ 岐阜市が認定している道路（認定道路）で、**幅員4メートル未満**

- ▶ 岐阜市が認定していない道路（認定外道路）で、**幅員1.8メートル以上4メートル未満**



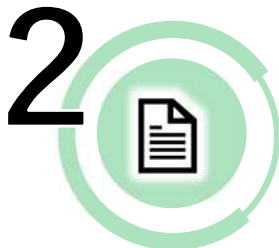
1 事前相談

建築される方は、以下をメール等で市へ送信

- ・ 現場写真
- ・ 公図
- ・ 登記事項証明書
- ・ 建築配置図



現地確認し、寄附手続きにあたる**諸条件を回答**



2 協議書 または 寄附申請書の提出

そのほかに、以下の添付書類を提出

- ・ 位置図
- ・ 公図
- ・ 登記事項証明書
- ・ 地積測量図



協議が成立した場合は、申請者にその旨を通知



3 所有権移転

支障物撤去確認後（※2）、所有権移転登記（※3）を実施

⚠ 印鑑登録証明等の手数料が必要となる場合があります



4 完了

所有権移転登記の完了後、「**後退用地寄附完了通知書**」を交付



岐阜市が後退用地の維持管理を行います

主な注意事項

（※1）「狭あい道路拡幅整備協議書」を提出いただき、市との協議をお願いします。
協議の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 土地所有者の方から後退用地を市に寄附していただくことと、角地の場合に隅切り部分の用地買収（※4）に応じていただくことの意味確認
- ② 以下の条件に当てはまらないことの確認
 - 1) 都市計画法第29条の規定を受けて行われる開発行為
 - 2) 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定を行うもの
 - 3) 上記1、2に該当するもの以外の営利を目的とした宅地分譲等を行うもの
 - 4) 建築等を伴わない自主的な後退を行うもの

（※2）後退用地に建築物、工作物、立木、浄化槽等がある場合は、分筆登記申請までに全て撤去し整地をしてください。

（費用は建築主等の負担となります。）

（※3）後退用地等に相続が発生している場合は、相続登記を完了させてください。

（※4）隅切り部分がある場合は、隅切り部分の用地買収のための売買契約を締結し用地買収を行います。

詳細は
こちらから



▲ホームページ

または

岐阜市 狭あい道路



事前相談は
こちらから

(mail) d-chousa@city.gifu.gifu.jp